

株式会社 ACSL 製品 修理規定

修理サービスのお申し込み前に必ずお読みください。お申し込みにあたっては、本規定に同意されたものと見なします。

第1条（本規定の適用）

1. 株式会社 ACSL（以下「当社」といいます。）は、お客様が当社の製品サイト又は販売代理店を通じて、製品（当社が販売する製品のうち、第2条で定義するものをいいます。以下同じ。）の修理依頼をされた場合、本規定に定める条件により修理を行います。なお、お客様が日本国外から修理の依頼をされる場合、本規定は適用されないものとします。
2. 前項に基づき当社が本規定に定める条件により修理を行う場合、本規定の内容が、次条に定める対象機器に同梱されている保証書（以下「保証書」といいます。）の内容に優先して適用されるものとします。なお、本規定に定めのない事項については、保証書の内容が有効に適用されるものとします。

第2条（対象機器）

本規定に基づく修理の対象となる機器（以下「対象機器」といいます。）は、お客様が当社の正規販売代理店（以下「代理店」といいます。）を通じて購入された製品（付属品を含みます。）をいいます。

第3条（保証期間及び修理費用）

1. 対象機器のうち、当社が発行した有効期間内の保証書が附属しているものについて、当社は、第5条に基づき無償で修理を実施します。なお、前項の保証書の有効期間は、お客様が代理店から対象機器を購入した日から1年間とし、購入元が当社の正規販売代理店ではない場合や、購入日を確認できない場合、保証書は無効とします。
2. 前項に定める無償修理の対象ではない対象機器について修理依頼があった場合、当社は、当該対象機器が修理によって安全に利用できるかと判断した場合にのみ、有償で修理を実施します。

第4条（解析）

1. 修理依頼を受けた場合、当社は、お客様の依頼内容や対象機器の状況等を鑑みて解析を実施し、無償修理または有償修理の判断を行います。ただし、お客様および対象機器の状況によって、修理実施後も対象機器の安全な利用が困難であると当社が判断した場合には、修理を実施しない場合があります。
2. 修理依頼の対象箇所と異なる箇所について、修理が必要であると当社が判断した場合、当該箇所についても修理依頼があったものとみなします。
3. 解析の結果、無償修理の対象となった場合、当社は当該対象機器について修理を実施し、代理店を通じて修理品をお客様に返却するものとします。
4. 解析の結果、有償修理の対象となった場合、当社は、当該修理費用の見積もりを発行し、修理の可否についてお客様に連絡するものとし、お客様が修理を希望した場合にのみ、修理作

業を実施します。

5. 解析の結果、修理が必要でないと当社が判断した場合、または修理を実施しても対象機器の安全な利用が困難であると当社が判断した場合、お客様に事前に連絡のうえ、当該対象機器について修理せずに返却します。
6. 第4項または第5項の場合、お客様が修理の実施に同意するか否かにかかわらず、解析料が発生するものとし、当社はお客様に同費用を請求することができるものとし、

第5条（無償修理）

1. 保証期間内に、取り扱い説明書、対象機器添付ラベル等の注意書きに従った正常な状態で対象機器が故障した場合には、当社は、無償で修理を行います。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証期間内であっても有償修理となります。
 - (1) 保証書が対象機器に添付されていない場合
 - (2) 保証書の字句を書き替えられた場合、その他事実と異なる記載がされていた場合
 - (3) ご使用上の誤り（水などの液体こぼれ、水没、落下等）、または改造、誤接続や誤挿入による故障・損傷の場合
 - (4) 火災、地震、水害、落雷その他の天災地変、公害、塩害、ガス害（硫化ガス等）、異常電圧や指定外の電源使用による故障・損傷の場合
 - (5) 当社指定の有寿命部品、消耗品（バッテリー、乾電池等）または定期交換部品の自然消耗、磨耗、劣化等により部品の交換が必要となった場合
 - (6) 接続している他の機器、非純正品、不適当な消耗品またはメディアのご使用に起因して対象機器に生じた故障・損傷の場合
 - (7) お買い上げ後の輸送や移動または落下等、お客様における不適当なお取り扱いにより生じた故障・損傷の場合
 - (8) 対象機器のハードウェア又はソフトウェアに起因しない不具合（例：ウイルス感染による不具合等をいい、以下同じとします）の場合
 - (9) お客様のご使用環境や維持・管理方法に起因して生じた故障・損傷の場合（例：埃、錆、カビ、虫・小動物の侵入および糞尿による故障等）
2. 第1項にかかわらず、お客様のご要望により当社のスタッフが出張して修理等の対応をする場合、保証期間内であっても、別途出張料等が発生する場合があります。

第6条（有償修理）

お客様による修理のご依頼が保証期間外の場合、または保証期間内であっても前条第1項各号に該当する場合、当社は、有償で修理を行います。また、有償修理であって、お客様のご要望により当社のスタッフが出張して修理等の対応をする場合、別途出張料等が発生する場合があります。

第7条（不修理品）

1. 次の各号の一に該当する場合、当社は、当該対象機器（以下「不修理品」といいます。）を修理せず、お客様に返却するものとし、この場合、当社はおお客様に対し、不修理品の利用を禁止するものとし、いかなる理由があっても、不修理品の利用に関連して生じた一切の

損害の責任を負わないものとします。

- (1) 第4条第1項の解析の結果、修理しても対象機器を安全に利用することが困難であると当社が判断した場合
 - (2) 前条に基づき当社がお客様に有償修理の見積もりを提示した結果、お客様が修理しないと判断した場合
 - (3) お客様が独自に、または当社もしくは代理店以外の業者により対象機器の改造、修理を実施していた場合。ただし、この場合において、お客様の同意を得て当社が当該改造・修理箇所を正規部品に交換することが可能である旨の判断をしたときは、当社は有償で修理を実施することがあります。
2. 前項前段によって当社が返却した不修理品をお客様が利用したことにより当社または第三者に損害が生じた場合、お客様がその損害を賠償する責任を負うものとします。
 3. お客様が希望する場合、当社は、無償で不修理品の引き取りを実施します。

第8条（預かり品）

1. 修理依頼に基づき当社がお預かりした対象機器に保存されているデータ、設定等（以下「データ」といいます。）は保存されず、解析または修理により消失した場合であっても、当社は当該データにつき一切の責任を負わないものとします。
2. 対象機器に対しお客様が付加した物品（シールまたは当社指定品以外の付属品等をいい、以下「付加物品」といいます。）は、修理依頼に基づき対象機器を発送する際にすべてお客様で取り外すものとし、取り外されていなかった物品および修理依頼対象機器以外の物品について、当社は返却しない場合があります。
3. 修理を行うために対象機器から取り外した故障部品については、お客様はその所有権を放棄するものとし、当社は、当該故障部品をお客様に返却しないものとします。なお、当該故障部品は、環境への配慮から再調整後検査し、当社の品質保証基準に従って再利用する場合があります。

第9条（修理期間）

1. 当社は、修理依頼後すみやかに対象機器の解析・修理を実施しますが、解析及び修理の期間については保証しないものとし、お預かり期間中のお客様の損害について、当社は賠償する責任を負わないものとします。
2. 修理依頼の際にお客様が申し出た場合、当社は、対象機器のお預かり期間中、代替機を貸し出すことがあります。ただし、代替機の貸し出し条件については、別途お客様と合意するものとします。
3. 当社が対象機器をお預かり後、当社が修理を完了し、または不修理品であると判断しお客様に通知を行ったにもかかわらず当該対象機器をお受け取りいただけない場合、当社は、当該通知から3ヵ月間の保管期間の経過をもって、お客様が当該対象機器の所有権を放棄されたものとみなし、当該対象機器を自由に処分できるものとします。なお、この場合、当社はお客様に対し、当該保管に要した費用および当該処分に要する費用を請求できるものとし、また、有償修理の場合は、別途修理費用等を請求できるものとします。

第 10 条（修理費用等のお支払い）

修理費用、解析料、送料その他当社がお客様に請求する費用は、代理店を通じて請求するものとし、お客様は代理店に対し当該費用を支払うものとします。

第 11 条（修理ご依頼時の注意事項）

お客様は、修理依頼されるにあたり、あらかじめ以下の事項についてご了承いただくものとします。

- (1) お客様が保証期間内に修理をご依頼される場合は、必ず対象機器に同梱されている保証書を対象機器に添付いただくものとします。
- (2) お客様が修理をご依頼された対象機器の記憶装置（ハードディスク等）に記憶されたデータ、プログラムおよび設定内容（以下総称して「データ等」といいます）について、当社では一切保証しません。お客様は、修理をご依頼される前に、お客様の責任においてバックアップをとっていただくものとします。
- (3) 当社は、修理および修理前の解析作業の過程で、解析・動作確認等の目的で対象機器をインターネットに接続する場合があります。お客様が修理をキャンセルされた場合（第 6 条第 1 項に定める場合を含みます。）であっても、当該キャンセルの時点で既に当社が修理前の解析作業を実施していた場合は、当該作業の過程で対象機器がインターネットに接続され、また当該接続によりデータ等が変化・消去される場合があります。
- (4) お客様ご自身で貼り付けられたシール等につきましては、取り外したうえで修理をご依頼いただくものとします。また、お客様ご自身で行われた塗装や刻印等につきましては、元の状態への復旧はできないものとします。
- (5) お客様が対象機器にパスワードを設定されている場合は、当該設定を解除したうえで修理をご依頼いただくものとします。
- (6) 対象機器の修理とは関係のない記録媒体、他の機器との接続ケーブル、および添付品等につきましては、事前にお客様の方で対象機器から取り外したうえで修理をご依頼いただくものとします。なお、万が一これらが対象機器に付加された状態で修理をご依頼いただいた場合、当社ではこれらの管理につき一切責任を負わないものとします。
- (7) 次の各号のいずれかに該当するものは、修理の対象から除かれるものとします。
 - ① お客様が対象機器出荷時の標準搭載の部品を加工・改造されたこと、または対象機器出荷時の標準搭載以外の部品を使用されたことに起因する故障の修理
 - ② ウイルスの除去
 - ③ データ等のバックアップおよび復旧作業

第 12 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本規定に基づく修理に関してお客様から入手した情報のうち、当該お客様個人を識別できる情報（以下「お客様の個人情報」といいます。）につき、当社のプライバシーポリシー（<https://www.acsl.co.jp/privacypolicy/>）に基づき取り扱います。
2. 当社は、「個人情報の保護に関する法律」において特に認められている場合を除き、お客様の個人情報につき、第 1 項に定める以外の利用目的で取り扱い、または前項に定める以外の第三者に開示、提供することはありません。

第 13 条（責任の限定）

1. 当社が実施した修理後の対象機器に、当社の責に帰すべき瑕疵が発見され、当該対象機器の返却日から 1 か月以内に、当該修理時の「診断・修理報告書」を添えてその旨お客様からご連絡いただいた場合、当社は、自己の責任と費用負担において必要な修理を再度実施いたします。なお、本条でいう瑕疵とは、当該修理を実施した箇所の不具合により再度修理が必要となる場合をいいます。
2. 合理的な範囲で当社が前項の修理を繰り返し実施したにもかかわらず、前項の瑕疵が修理されなかった場合には、当社は、当該瑕疵に起因してお客様に生じた損害につき、賠償責任を負うものとします。
3. 対象機器の修理に関連して当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、当該修理が有償修理である場合における修理費用相当額を上限とします。また、当社は、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、責任を負わないものとします。

第 14 条（変更）

1. 当社は、当社サービスサイトに掲載する方法により、本規定を予告なく変更できるものとします。お客様は自己の責任において随時本規定を確認し、最新の本規定をご承諾のうえご利用いただくものとし、修理依頼の申し込みをしたことをもって、最新の本規定に同意したものとみなすものとします。
2. 当社が本サービスにかかる事業を第三者に譲渡する場合には、お客様の承諾を得ることなく、当該事業譲渡に伴い、本規定に基づく権利および義務ならびにお客様の登録情報その他の情報等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 15 条（反社会的勢力等の排除）

1. お客様は当社に対し、修理依頼にあたり、自らが次の各号に記載する者（以下、「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持つておらず今後も持たないことを確約します。
 - (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
 - (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者
2. お客様は当社に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
 - (2) 違法行為または不当要求行為
 - (3) 業務を妨害する行為

- (4) 名誉や信用等を毀損する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為
3. 当社は、お客様が前各項に違反したときは、お客様に対して損害賠償義務を負うことなく、何等の催告なしにただちに本規定に基づく対象機器の修理および関連するサービスの提供を中止または拒否することができるものとします。

第 16 条（専属的合意管轄裁判所）

本規定に基づく対象機器の修理に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 本規定は、2022 年 4 月 1 日から発効します。